

森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査（川内博史君外127名提出、令和2年衆予調第1号）についての報告書の概要

令和2年11月
衆議院調査局

令和2年4月20日付財務金融委員会からの標記予備的調査命令に基づき、調査局において財務省に対し、森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する調査を行い、今般報告書を取りまとめた。

その概要は、次のとおりである。

1 予備的調査要請書の具体的な内容

予備的調査要請書では、元近畿財務局管財部上席国有財産管理官赤木俊夫氏の手記の公表を契機として、同手記と「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」（平成30年6月4日。以下「財務省調査報告書」という。）を対比しつつ、次の項目についての関連資料を求めている。

- 財務省調査報告書の記載内容に関して、財務省理財局及び近畿財務局の幹部等の具体的な指示や発言内容等がわかる打合せ記録や聴取メモ等の関連資料
 - (1) 佐川元理財局長の文書改ざんの指示の有無について
 - (2) 応接録の破棄について
 - (3) 楠敏志元近畿財務局管財部長の対応について
 - (4) 美並義人元近畿財務局長の発言について
- 会計検査院検査への対応に係る財務省本省から近畿財務局への指示や要請等に関する資料及び法律相談文書をめぐる国会答弁の根拠となった資料並びにそれらの指示や資料の存在を承知していた職員の範囲
- 赤木俊夫氏作成のファイル
元近畿財務局管財部上席国有財産管理官赤木俊夫氏が作成していたとされる、文書改ざんに関する財務省本省から近畿財務局への指示、修正箇所と改ざんの過程を示したファイル及び文書改ざんに関するメモ

2 調査方法

財務省に調査票等を送付し、調査票及び該当する資料の提出を求めることにより調査を行った。調査票は、予備的調査要請書の「三 予備的調査の具体的な内容」に示された項目及び内容をもとに作成した。

3 調査結果

(1) 財務省調査報告書の記載内容に関する資料

ア 提出された資料

予備的調査要請書の「三 予備的調査の具体的内容」では、「1. 赤木氏手記の内容と財務省調査報告書の内容との対応関係」として、財務省調査報告書の記載内容に関する資料等を求めており、それらについて財務省に対し提出を求めた。

これに対し、財務省から提出された資料は以下の9文書であり、そのうちこれまで公表されていなかった文書は5文書である。【調査票1、4】

調査票	資料の名称	報告書頁
1-(a)	普通財産の貸付けに係る特例処理について【平成30年3月26日公表】	71頁
1-(c)	普通財産売却決議書【平成30年5月23日公表】	133頁
1-(g)	普通財産決議書(貸付)【平成30年5月23日公表】	338頁
1-(n)	想定問答【未公表】	544頁
1-(o)	処分説明書の写し、懲戒処分書の写し【未公表】	643頁
4	想定問答【未公表】	649頁
4	行政文書開示決定通知書等【未公表】	736頁
4	森友学園関連行政文書に係る保有状況調査について等【未公表】	794頁
4	森友学園事案についての法律相談の文書【平成30年2月9日公表】	799頁

イ 予備的調査要請書三1.(1)~(4)の資料

予備的調査要請書三1.(1)~(4) (佐川元理財局長の文書改ざんの指示の有無について、応接録の破棄について、楠敏志元近畿財務局管財部長の対応について、美並義人元近畿財務局長の発言について)に記載された事項に係る打合せ記録、聴取メモ等その他関連資料の提出を求めた。

これに対し、上記の表に記載している調査票1に係る5文書(「普通財産の貸付けに係る特例処理について」、「普通財産売却決議書」、「普通財産決議書(貸付)」、「想定問答」、「処分説明書の写し、懲戒処分書の写し」)が提出された。

また、『森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書(平成30年6月4日)』作成時の聴取メモ等については、今後の監察事務において職員の協力を得ることが難しくなるという支障が生ずるため等との理由により提出ができないとの回答があった。【調査票6(調査票1-(a)(b)(c)(d)(e)(f)(g)(h)(i)(j)(k)(l)(m)(n)(o))】

ウ 会計検査院対応に関する資料

(ア) 財務省本省から近畿財務局への指示について

予備的調査要請書三1.(5)アをもとに、

- ・平成29年4月及び6月に行われた会計検査院による近畿財務局への検査に先立ち、法律相談の文書を含む内部検討資料の取扱いその他検査への対応について、財務省本省から近畿財務局に対し行った指示、要請等の内容を示す資料【調

査票 2】

- ・財務省本省から近畿財務局に対し行った指示等を決定した財務省本省の職員及びその指示内容を知っていた財務省本省職員の範囲、当該指示等を財務省本省から近畿財務局に伝達した職員並びに近畿財務局内で財務省本省からのその指示内容について周知された近畿財務局職員の範囲【調査票 3】

について回答を求めた。

これに対し、「当時（平成 29 年 2 月から平成 30 年 6 月 4 日まで）及び現在（令和 2 年 4 月 28 日時点）の職員に確認したが、該当資料の存在は確認されなかった」との理由により提出ができないとの回答があった。【調査票 6（調査票 2、3）】

（イ） 法律相談の文書の存在に関する国会答弁について

予備的調査要請書三 1. (5)イをもとに、麻生財務大臣及び太田元理財局長の国会答弁において、平成 29 年 9 月に行われた近畿財務局に対する開示請求への対応の中で法律相談の文書の存在が判明したとする旨の国会答弁（平成 30 年 2 月 9 日衆・予算委員会、平成 30 年 3 月 1 日参・予算委員会等）の根拠となった資料について回答を求めた。

これに対し、前頁の表に記載している調査票 4 に係る 4 文書（「想定問答」、「行政文書開示決定通知書等」、「森友学園関連行政文書に係る保有状況調査について等」、「森友学園事案についての法律相談の文書」）が提出された。【調査票 4】

また、平成 29 年 4 月及び 6 月に行われた会計検査院による近畿財務局への検査時に、法律相談の記録等の内部検討資料が保管されていることを知っていた近畿財務局職員の範囲について回答を求めた。

これに対し、「平成 29 年 4 月及び 6 月の検査時に法律相談文書が行政文書として保管されていたことを主に会計検査対応を行っていた管財部が承知していたとは確認されなかった。他方、統括法務監査官部門には、法律相談文書が行政文書として保管されていたが、平成 29 年 4 月及び 6 月の検査時に統括法務監査官には法律相談文書の提出が求められなかったことから、会計検査院から当該文書を求められているとは認識していなかった」との回答があった。【調査票 5】

エ 財務省における資料の探索状況【調査票 8】

（ア） 探索先

資料の探索先について、財務省に対し、予備的調査要請書で要請されている資料の作成・保管に関係していると思われるすべての関係部課室等及び役職を対象とするよう求めた。

財務省によると、対象となった探索先は次のとおりである。

財務省大臣官房長・秘書課、財務省理財局長・次長・審議官、財務省理財局総務課、財務省理財局国有財産企画課、財務省理財局国有財産業務課、近畿財務局長・総務部長・総務部次長、近畿財務局統括法務監査官、近畿財務局総務部総務課、近畿財務局管財部長・次長、近畿財務局管財部管財総括第 1 課、近畿財務局管財部統

括国有財産管理官(1)、近畿財務局管財部訟務課。

(イ) 探索対象人数

探索先における現在(令和2年4月28日¹)の在籍者269名のうち探索対象者は66名、当時(平成29年2月²～平成30年6月4日³)の在籍者344名のうち探索対象者は70名であり、現在と当時の在籍者の合計の実人数529名のところ、探索対象者の合計の実人数は130名であった⁴。

(ウ) 探索実施日

令和2年4月30日～同年10月13日

(2) 赤木俊夫氏作成のファイル【調査票7、9】

予備的調査要請書の「三 予備的調査の具体的内容」では、「2. 赤木氏作成のファイル」として、赤木氏の妻の代理人が公表(令和2年3月18日)した損害賠償請求に係る訴状において、赤木氏が作成していたことが指摘されている、文書改ざんに至る財務省本省から近畿財務局への指示、修正箇所と改ざんの過程を一目でわからしめるというファイルや、文書の改ざんに関するメモについて提出を求めており、それらについて財務省に提出を求めた。また、当該ファイル等についての探索先の回答も求めた。

これに対し、財務省は、いずれについても「訴訟に関わることであるため回答を差し控えたい」としている。

¹ 財務省に対し予備的調査への協力を要請した日

² 森友学園問題に関する報道(平成29年2月9日)がされた時期

³ 森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書(平成30年6月4日 財務省)が公表された日

⁴ 複数の事務年度にわたっていることから、それぞれの係数の単純合計とは一致しない。